

周産期医療体制整備計画策定に伴う調査の実施について

1 調査目的

東京都の中長期的な周産期医療体制の整備方針を示す、「東京都周産期医療体制整備計画」を策定するにあたり、必要な情報を調査・分析し、整備計画策定の検討に活用するとともに、計画策定時には、必要な項目を都民へ情報提供する。

2 調査対象施設

都内の周産期母子医療センターをはじめとする地域周産期医療関連施設
「地域周産期医療関連施設」とは（国の周産期医療体制整備指針にて定義付け）
総合・地域周産期母子医療センターその他地域における周産期医療に関連する病院、
診療所、及び助産所（分娩を取扱わない健診のみの施設も含む）

3 調査時期（実施時期）

平成22年4月～6月

調査対象期間

年間数値：平成21年度実績

時点調査：平成22年4月1日現在（一部平成22年5月1日現在）

4 調査項目

(1) 都が集計し回答する調査項目

母子保健関連指標（必要に応じ妊娠週数別）

医療資源・連携に関する情報

(2) 地域周産期医療関連施設を対象に調査する項目

総合・地域周産期母子医療センターその他の地域周産期関連施設の状況

・所在地、診療科目、病床数、稼働率、設備（MFICU, NICU, GCUの
病床数、稼働率、ドクターカーの保有状況など）

・医療機能（分娩数、対応可能な母体・新生児の重症度、診療実績など）

・診療体制

（産科、新生児科、麻酔科医師、助産師、看護師、臨床心理士、コーディネーター等
の数及び勤務体制）

・医療連携の状況

（オープン・セミオープンシステムの状況、院内助産所・助産師外来の開設状況等）

・NICU, GCU等、長期入院児の状況

- ・ ハイリスク新生児の長期発育発達予後
- ・ 周産期関連疾患患者数等
- ・ 今後のMFICU, NICU, GCUの増床予定
- ・ その他必要な事項

5 調査結果等、情報の公開

調査結果を、国に提出するとともに、周産期医療協議会に報告し、周産期医療体制整備に活用・反映する。また、必要な項目を都民に対し公表する。

6 今後スケジュール

調査項目及び調査表様式について、周産期協議会の了承を経て、年度内に確定し、平成22年4月末を目途に調査を開始する。(調査表等の発送)

6月中を目途に回収し、集計結果について計画策定に活用するとともに、必要な事項を都民へ情報提供する。